

令和5年3月27日招集

令和5年 第3回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和5年第3回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第3回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和5年3月27日(月) 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。(16名)

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	4番 東海 林光輝
6番 寒河江 一浩	7番 庄子 裕絵	8番 高岡 貞雄
9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂	11番 吉田 好春
12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸	14番 阿部 昇
15番 大内 恒一	17番 岡田 和敏	18番 瀬野 幸太郎
19番 菅原 繁治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第3号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 報第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第16号 農用地利用集積計画について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	杉村 兼吾
農地主査兼係長	松岡 義朗	主任	杉浦 ひとみ

1. 議長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和5年第3回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、3番 門脇 功委員、5番 高岡茂雄委員、であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

4番 東海林光輝委員、6番 寒河江一浩委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第2回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第4号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第16号農用地利用集積計画についてまでの、1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和5年、第3回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、5件であります。

報第3号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号26番、土地の所在：大字東根元東根字本郷4425番。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,535㎡。賃貸人住所氏名：東根市本丸東5番12号、横尾利彌。賃借人住所氏名：東根市本丸北一丁目2番6号、阿部純一。解約後の利用：第三者に賃貸借であります。

以下、受付番号27番から30番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を

省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、7件です。

議第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。4頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号12番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：4,075㎡。譲渡人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：45a。譲受人住所氏名：村山市楯岡笛田三丁目●●●●、●●●●。事由：新規就農 経営面積：0aであります。

以下、受付番号13番から14番までの2申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号15番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：359㎡。貸人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：64a。借人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：66aであります。

以下、受付番号16番の1申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号17番、土地の所在：大字野田字シタ●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：3,577㎡の内800㎡。貸人住所氏名：東根市大字野田●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：118a。借人住所氏名：東根市白水一丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：104aであります。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求

めるものであります。8頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号2番、土地の所在：中央四丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：553㎡他1筆。申請人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。職業：農業 転用後の主要目的：長屋住宅、駐輪場、駐車場、物置、ゴミ置場、通路 他で、所要面積計が1,039㎡であります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

9頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、4件です。

議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号13番、土地の所在：大林一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：324㎡。譲渡人住所氏名：東根市大林一丁目●●●●、●●●●、職業：会社員。譲受人住所氏名：東根市神町北三丁目●●●●、●●●●、職業：会社員。転用後の主要目的：一般住宅、カーポート、庭、通路 他 所要面積計 324㎡。備考として、所有権移転があります。

以下、受付番号14番から16番までの3申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、11頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条、第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。13頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、44計画です。

議第16号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。14頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号20番、土地の所在：大字観音寺字上野●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：249㎡他4筆。売人住所氏名：東根市大字観音寺●●●●。●●●●。買人住所氏名：東根市大字観音寺●●●●、●●●●。利用目的：水田として利用、移転時期：令和5年3月27日。対価、総額：0円、支払い方法：無償、引き渡し時期：令和5年4月13日。買

人の耕作面積は1,133aであります。

以下、受付番号21番から15ページの受付番号28番までの8申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。16頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号90番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,862㎡他1筆。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和5年3月27日、終期：令和10年12月26日、賃借料：10aあたり10,000円、5年9ヶ月再設定。借人の耕作面積は2,340a であります。

以下、受付番号91番から21頁の受付番号124番までの34申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件1件と、議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会副委員長より求めます。6番、寒河江一浩農地あっせん委員会副委員長。

【6番寒河江一浩農地あっせん委員会副委員長】

はい、6番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を3月20日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請3件、賃貸借権設定の許可申請2件、使用貸借権設定の許可申請2件、合計7件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る3月16日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号12番の申請事由は、新規就農となります。受付番号13番及び14番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号15番及び16番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 17 番及び 18 番の申請事由は経営規模拡大となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請について、許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第 10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

1 番、大江正好農地転用委員会委員長。

【1 番大江正好農地転用委員会委員長】

はい、1 番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 3 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 4 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 3 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 2 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号 13 番及び、14 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 13 番は一般住宅、受付番号 14 番は宅地分譲を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 15 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲で、駐車場、雪捨て場を整備する

ものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) e (e)」に該当

受付番号 16 番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、集落に接続して、駐車場、雪捨て場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ) b」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。何かご質問ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 11、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 16 号農用地利用集積計画について、2 番本田勝彦委員、及び、10 番石山一穂委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を

求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【7番 庄子裕絵委員】

7番庄子です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第13号については、経営規模拡大及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第14号及び15号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第16号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4番 東海林光輝委員】

4番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第16号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【18番 瀬野幸太郎委員】

18番瀬野です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第13号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第15号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第16号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時

従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第3号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第14号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上3案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第13号から議第15号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第13号から議第15号については、許可すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第16号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、2番本田勝彦委員、及び、10番石山一穂委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第16号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第16号については、決定することに決しました。

2番本田勝彦委員、及び、10番石山一穂委員の復席を求めます。

2番本田勝彦委員、及び、10番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 16 号については、決定することに決しましたので報告いたします。
以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 5 年第 3 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員